

VICSについて

- VICS の車載機の動作、その他に関するもの**
- VICS のサービスエリアに関するもの**
- その他、上記に類するもの**

これらの内容は、お買い上げの販売店またはお近くの「サービス相談窓口」にお問い合わせください。
VICS の概念、計画、または表示された情報内容に関することは、(財)VICSセンターへお問い合わせください。(但し、地図表示型の表示内容は除く)

<div>(財)VICSセンター(東京センター)</div> <div>電話受付 9：30～17：45(土曜・日曜・祝祭日を除く)</div> <div>番号 0570-00-8831(全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。PHSからはご利用できません。)</div> <div>FAX受付 <24時間> FAX番号 03-3592-5494</div>

VICS 情報有料放送サービス契約約款

第 1 章 総則

(約款の適用)
第 1 条
財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第52条の4の規定に基づき、このVICS 情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりVICS 情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)
第 2 条
当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS 情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)
第 3 条

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- VICS サービス：当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM 多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- VICS サービス契約：当センターからVICS サービスの提供を受けるための契約
- 加入者：当センターとVICS サービス契約を締結した者
- VICS デスクランプレー：FM 多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第 2 章 サービスの種類等

(VICS サービスの種類)
第 4 条
VICS サービスには、次の種類があります。
(1) 文字表示型サービス：文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
(2) 簡易図形表示型サービス：簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
(3) 地図重畳型サービス：車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICS サービスの提供時間)
第 5 条
当センターは、原則として一週間に概ね 120 時間以上の VICS サービスを提供します。

第 3 章 契約

(契約の単位)
第 6 条
当センターは、VICS デスクランプレー 1 台毎に 1 の VICS サービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)
第 7 条
VICS サービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域(全都道府県の区域で概ねNHK-FM 放送を受信することができる範囲内)とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の状況により VICS サービスを利用することができない場合があります。
(契約の成立等)
第 8 条
VICS サービスは、VICS 対応 FM 受信機(VICS デスクランプレーが組み込まれた FM 受信機)を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICS サービスの種類の変更)
第 9 条
加入者は、VICS サービスの種類[対応した VICS 対応 FM 受信機を購入することにより、第 4 条に示す VICS サービスの種類の変更を行うことができます。]
(契約上の地位の譲渡又は承継)
第 10 条
加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

VICS 削除リンクに関する告知

VICS による道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位(以下、VICS リンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にとまない、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICS リンクの追加・変更が行われます。過去からの VICS リンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当の VICS リンクについて 3 年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。このため、VICS による道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3 年程度で一部の道路において情報が表示されなくなるがあります。

--	--

(加入者が行う契約の解除)
第 11 条
当センターは、次の場合には加入者が VICS サービス契約を解除したものとみなします。
(1) 加入者が VICS デスクランプレーの使用を将来にわたって停止したとき
(2) 加入者の所有する VICS デスクランプレーの使用が不可能となったとき
(当センターが行う契約の解除)
第 12 条
1 当センターは、加入者が第 16 条の規定に反する行為を行った場合には、VICS サービス契約を解除することがあります。また、第 17 条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICS サービス契約は、解除されたものと見なされます。
2 第 11 条又は第 12 条の規定により、VICS サービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICS サービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第 4 章 料金

(料金の支払い義務)
第 13 条
加入者は、当センターが提供する VICS サービスの料金として、契約単位ごとに加え時に別表に定める定額料金の支払いを要します。なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

第 5 章 保守

(当センターの保守管理責任)
第 14 条
当センターは、当センターが提供する VICS サービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。
(利用の中止)
第 15 条
1 当センターは、放送設備の保守上又は工的事やむを得ないときは、VICS サービスの利用を中止することがあります。
2 当センターは、前項の規定により VICS サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章 雑則

(利用に係る加入者の義務)
第 16 条
加入者は、当センターが提供する VICS サービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免責)
第 17 条
1 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由により VICS サービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICS サービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。但し、当センターは当該変更においても変更後 3 年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICS サービスが可能な限りで適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。
2 VICS サービスは、FM 放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機による VICS サービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3 年以上の期間を持って、VICS サービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

[別表 視聴料金] 視聴料金 315 円(うち消費税 15 円)ただし、車載機購入価格に含まれております。

地図データベースについて

地図データベースについて

- いかなる形式においても著作者に無断でこの全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
- この地図に使用している交通規制データは、道路交通法および警察庁の指導に基づき全国交通安全活動推進センターが公開している交通規制情報を使用して、(株)トヨタマップマスターが作成したものを使用しています。
- 本地図データは、(財)日本デジタル道路地図協会作成の「平成19年度版(2008年3月発行)全国デジタル道路地図データベース」、(株)ゼンリン、(株)昭文社、(株)トヨタマップマスターの地理情報に基づいて、パナソニック(株)が2009年8月に作成したものです。
- この地図に使用している交通規制データは、2008年8月現在のものです。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・標示等にしがってください。
- この地図に使用している交通規制データを無断で複写複製、加工または改変することはできません。
- この地図に利用している VICS リンクデータベースは(財)日本デジタル道路地図協会と(財)日本交通管理技術協会がその著作権を有します。
- この地図に使用している事故多発地点データは、警察庁および国土交通省のデータに基づき作成したものを使用しています。
- この地図に使用しているボトルネック階切データは、国土交通省のデータを参考に作成しています。

【お知らせ】

- この地図データはパナソニックカーナビステーションCN-HX3000D 専用です。
- この地図データは、調査・作成時期などの都合で、現状のものと異なる場合があります。また、その後の道路の変更、施設・住所の移転、住所表示の変更があった部分については、現状のものと異なる場合があります。
- この地図データを無断で複製、複写することを禁止します。
- この地図データを業務用に使用することはできません。
- この地図データがお客様の特定の目的に適合することを当社は保証するものではありません。
- この地図データの内容は予告なく変更することがあります。
- この地図データの誤字・脱字・位置ずれなどの表記または内容の誤りに対して、取り替え、代金の返却はいたしかねます。
- この地図データにより、お客様にいかなる損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いかねます。
- ©2009 財団法人 日本デジタル道路地図協会
- ©2009 財団法人 日本交通管理技術協会
- ©2009 パナソニック(株)&(株)ゼンリン&(株)トヨタマップマスター&(株)昭文社&国際航空(株)&(株)サムスィング

ETC/料金表示に関するデータについて

- ETC料金所の運用によって、ETC 拡大図の案内が実際と異なる場合があります。(開鎖中や、一般レーンとして運用中のレーンを、ETCレーンとして案内する場合があります。)
- 表示される金額は割引などにより実際に請求される金額とは異なる場合があります。

市街地図について

- エリアにより(主に都市周辺部において)異なる地図データを使用しています。そのため、地図の接合部において地図表示の方法に相違がある場合があります。(接合部において、色の違い、道路・鉄道・施設等の表現の相違が生じる場合があります。)
- 市街地図には、ルート探索できない道路も表示されます。

フェリー航路について

すべてのフェリー航路を収録しているものではありません。

電話番号検索/名称(施設名)検索について

- 施設名称、位置等のデータは、電話帳データを基に整備を行っていますが、電話帳データに登録されている施設データの内容によっては、検索した施設がお客様の意向に沿わない場合があります。(例)
 - 1.その施設そのものが表示される(広大な敷地を有する施設等においては、適切な場所を表示しない場合があります)
 - 2.その施設を管理している施設が表示される
 - 3.その施設の連絡先(事務所等)が表示されるなど
- 電話番号検索は、13桁までの番号に対応しています。
- 市外局番は、2009年3月変更分まで対応しています。
- 検索された個人宅は、プライバシー保護のため住所表示は行いません。
- 市外・市内局番は、必ず入力してください。
- ダイヤルQ2(0990-XXX)、IP電話(050-XXX)、PHS、携帯電話は検索対象外です。ただし、該当する場所を登録ポイントとして登録し、電話番号と一緒に登録している場合は、電話番号検索から検索することができます。(最大13桁まで)
- 公開電話番号および登録者のデータは(株)トヨタマップマスターがホームページの電話帳(個人・法人含む)およびタウンページに収録のデータに基づいて作成した約3100万件のデータを使用しています。
- NTTタウンページを基に位置データを整備していますが、元のデータそのものが間違っている場合があります。
- カーナビゲーションシステムの個人情報について
本機には、電話番号検索などの機能を利用するため、50音順電話帳(ホームページ)および職業別電話帳(タウンページ)に掲載されております公開電話番号登録者氏名、電話番号、住所の個人情報が使用されています。当該個人情報に対するお問い合わせなどにつきましては、下記の窓口までご連絡ください。
お客様ご相談センター
電話 ☎0120-50-8729
フリーダイヤル 受付9:00～17:00/365日

住所検索について

- 住所索引データは、(株)トヨタマップマスターが作成したものを使用しています。
- 住所索引データには、通称の住所名称は収録していません。
- 住所索引データの整備状況により、周辺部分までしか検索できない場合があります。
- 同一市区町村に同じ名称の大字名、小字名が複数存在するときは、同じ地点を検索する場合があります。
- 住所索引データには、個人宅以外の事業所などのデータも含まれています。
- 複数の世帯が同じ住所の場合は、各世帯までの検索はできません。

広域避難場所について

広域避難場所は、大地震の大火災時に一時的に避難する場所です。表示される場所が最適な避難場所とは限りません。実際の状況に応じて行動してください。
広域避難場所は国際航空(株)が各自体の2008年8月時点の防災情報に基づき作成したものを使用しています。
災害時は安全な場所に駐車し、歩いて広域避難場所に避難してください。自動車で避難すると事故・渋滞の原因になるばかりでなく、緊急車両の通行の妨げになります。

抜け道データについて

抜け道データは、トヨタマップマスターが(株)昭文社発行の「渋滞ぬけみちデータ」に基づき作成したものを使用しています。
●抜け道データ収録エリア
関東(2008年7月現在)
名古屋・中部(2008年7月現在)
京阪神(2008年7月現在)
●抜け道は、推奨ルートではありません。実際の走行にあたっては、交通規制や道路標識に従って走行してください。
●抜け道データには、探索に活用する方向データも含まれています。ただし抜け道表示にあたっては、方向を示す矢印等の表示は行いません。抜け道が表示されているのに探索しない場合もあります。
●(株)昭文社のぬけみちデータによるもので、すべての抜け道を収録しているものではありません。